

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

改正雇用保険法案が可決・成立しました！

令和6年5月10日に国会で改正雇用保険法案が可決・成立いたしました。
今月のニュースレターでは、改正雇用保険法案の内容についてご案内いたします。

■ 成立した改正雇用保険法案の内容は？

令和6年5月10日、改正雇用保険法案が可決、成立いたしました。今回の改正については、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずるという趣旨が背景にあります。

具体的な改正内容については以下の通りです。

- 1. 雇用保険の適用拡大**
雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し適用対象を拡大。
- 2. 教育訓練やり・スキリング支援の充実**
 - ① 自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする。
 - ② 教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる。
 - ③ 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する。
- 3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保【雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律】**
 - ① 育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置を廃止する。
 - ② 育児休業給付の保険料率を引き上げつつ(0.4%→0.5%)、保険財政の状況に応じて引き下げ(0.5%→0.4%)られるようにする。
- 4. その他雇用保険制度の見直し【雇用保険法】**
教育訓練支援給付金の給付率の引下げ(基本手当の80%→60%)及びその暫定措置の令和8年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和8年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施する。

■ 施行期日は？

令和7年4月1日施行期日となります。

ただし、3①及び4の一部は公布日、2②は令和6年10月1日、2③は令和7年10月1日、1は令和10年10月1日が施行期日となります。

参考：厚生労働省「令和6年雇用保険制度の改正内容について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40264.html

◆6月の労務スケジュール

- 6/3～7/10 労働保険の年度更新手続き
- ～6/30 5月分社会保険料納付
- ～6/10 5月分源泉徴収税額・住民税額の納付



編集担当：奥田
編集責任者：勝山